

県警から依頼文書

ぱちんこ営業の健全化に向けた取組
の推進について

～和歌山県が推進しているIRの誘致に伴い、ギャンブル等依存症対策等

ぱちんこ営業の健全化に向けた取組の依頼～

平成30年10月ギャンブル等依存症対策法が施行、平成31年4月ギャンブル等依存症対策を推進する基本計画が閣議決定され、その中でパチンコ業界が自主的に取り組むべき対策が定められました。

このことは、前回の「わゆうきょう」2号に掲載しているところです。

県警からは、これまで度々、当組合に対して上記法律や基本計画に加え和歌山県が推進しているIRの誘致という特殊事情に鑑み、広告・宣伝をはじめとする射幸性抑制の取組を推し進めるようにと指導がありました。

組合では、この指導を受けて、安心パチンコ・パチスロアドバイザーを各ホール5名の配置を目指していることや、広告・宣伝の自主規制（本年7月1日）実施し、一定の評価を頂いておりました。

そして、この度（8月21日）県警から当組合理事長宛に「パチンコ営業の健全化に向けた取組の推進について」と題する異例ともいえる依頼文書を受理するに至りました。

その趣旨は、IRに関連して求められるギャンブル等依存症対策が、本県においてその誘致が進められ、県民の依存症問題への関心度がより一層高まる中、県下のぱちんこ営業者自らが健全化に向け努力し、依存症対策に真剣に取り組んでほしいというものでした。

依頼文書中には、全日遊連の消費税対策プロジェクトチームが示した「今後の遊技環境に関する提言」の中で「射幸性の抑制を目的とした出玉（メダル）率100%以上の営業を目指す」という提言に触れ、射幸性を抑制する賞品の提供方法等に向けた健全化を求めている内容がありました。

これは、所謂、等価是正のことで、当組合では、これまで等価是正に関しては熟議を重ねてきたところですが、未だ、この自主規制の解決に至っていません。

今回の県警の依頼を受けて全国レベルに近づくためにも、この問題の解決に向けた議論を加速させる予定です。

依頼文書の最後に

IR誘致を強力に推進する和歌山県の方針の下、行政指導や取り締まりを受けるまでもなく法令遵守を徹底し、ギャンブル依存症対策をはじめとするぱちんこ営業の健全化を推進できるようご指導を願います。
と締めくくっています。

依存症問題に真剣に取り組んでいることを県民に認知されるよう努力しましょう！

お知らせ

経営者・店長等講習会(健全化推進セミナー)開催！

日時：9月5日(木)PM1:30～PM2:30

場所：県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 1階大ホール

講師：県警生活安全企画課長、風営担当係長

ぜひ参加して下さい！

豆知識

認定機の有効期間はいつまで？

検定満了の日～3年？

認定通知の日～3年？

遊技機の認定機の有効期間は、「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」（国家公安委員会規則）第4条に「認定の有効期間は、その認定を受けた日から3年とする。」と規定されています。

また、認定通知書（同規則の別記様式第6号）の最下段に「認定の有効期間」欄があり、この欄に「認定年月日から3年間」と記載されています。

従って、規則どおり、認定機の有効期間は、認定通知書の年月日から3年間ということになります。

府県によっては、「検定満了日から3年間」としているところもあるようですが、規則を変更することはできません。